

**不利益処分個別票**

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	化製場等の構造設備の改善命令
概要	化製場等の構造設備が第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は化製場等の管理者が第5条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場等の設置者に対し、期間を定めて、その構造整備を第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第5条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第6条の2
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府化製場等に関する法律施行条例第4条で定める基準（参考資料参照）に適合しないとき</li> <li>・ 次の法第5条に規定による措置を講じていないと認められるとき             <ol style="list-style-type: none"> <li>1 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。</li> <li>2 こん虫の発生の防止及び駆除を十分にすること。</li> <li>3 臭気処理を十分にすること。</li> <li>4 大阪府化製場等に関する法律施行条例7条に定める措置</li> </ol> </li> </ul> <p>化製場</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原料及び製品の選別及び詰替え、原料の乾燥その他の作業を化製場以外の場所で行わないこと。</li> <li>(2) 原料を天然乾燥しないこと。</li> <li>(3) 原料の運搬容器は、臭気及び汚液の漏れないものを使用し、使用後は、これを十分に洗浄すること。</li> </ol> <p>死亡獣畜取扱場</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 死亡獣畜若しくはこれを解体した物又はこれらを焼却した残渣さ（以下これらを「死亡獣畜等」という。）を埋却する場合にあっては、地表まで一・五メートル以上の余地を残して死亡獣畜等を埋却し、その場所に埋却の年月日を明示すること。</li> <li>(2) 死亡獣畜等を埋却した場所は、埋却の日から五年間は掘らないこと。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。</li> </ol>
ホームページ	
備考	